

01-01-01 法務省共済組合定款

昭和33年6月30日制定

全部変更 平成13年 4月 1日

最終変更 令和 7年 3月31日

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 運営審議会（第7条―第12条）
- 第3章 組合員（第13条―第15条）
- 第4章 給付（第16条―第26条）
- 第5章 福祉事業（第27条）
- 第6章 掛金及び負担金（第28条）
- 第7章 審査請求（第29条）
- 第8章 財務（第30条・第31条）
- 第9章 監査（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この組合は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）に基づき組合員及びその遺族の相互救済のための事業を行い、もってその生活の安定と福祉の増進を図り、職務の能率的運営に資することを目的とする。

（組合の名称）

第2条 この組合の名称は、法務省共済組合（以下「組合」という。）とする。

（事務所の所在地）

第3条 組合は、主たる事務所（以下「本部」という。）を東京都千代田区霞が関法務省内に置く。

2 組合は、従たる事務所（以下「支部」という。）を置き、その名称及び所在地は、別表のとおりとする。

3 支部の所轄機関（以下「所属所」という。）は、別に法務省共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）で定める。

（本部長、副本部長、事務執行者、支部長及び所属所長）

第4条 本部に本部長、副本部長及び事務執行者を置き、本部長にあつては法務事務次官の職にある者、副本部長にあつては法務省大臣官房長の職にある者、事務執行者にあつては法務省大臣官房厚生管理官の職にある者をもって充てる。

2 支部に支部長を置き、支部の置かれた機関の長の職にある者をもって充てる。ただし、法務本省支部にあつては、法務省大臣官房厚生管理官の職にある者をもって充てる。

3 所属所に所属所長を置き、所属所の置かれた機関の長の職にある者をもって充て

る。

(所掌事務)

第5条 法務大臣は、組合を代表し、その業務を執行する。

2 本部長は、本部の事務を執行するとともに、組合の業務の執行に関して、法務大臣を補佐し、その事務を総括する。

3 副本部長は、本部長の事務を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 事務執行者は、組合の業務の執行に関して本部長及び副本部長を補佐し、その事務をつかさどる。

5 支部長は、本部長の命を受け、支部の事務を執行する。

6 前4項に定めるもののほか、権限の委任に関して必要な事項は、運営規則で定める。

(公告の方法)

第6条 組合の定款に関する公告は、官報に掲載して行う。

第2章 運営審議会

(名称)

第7条 法第9条第1項の規定に基づき組合に置く運営審議会は、法務省共済組合運営審議会（以下「運営審議会」という。）とする。

(委員)

第8条 運営審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に掲げる人数を法務大臣が任命する。

(1) 本部長の職にある者 1人

(2) 組合の事務を主管する職にある者及び組合の事務に特に関係のある者 4人

(3) 組合員を代表する者 4人

(任期)

第9条 前条第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第10条 運営審議会に会長を置き、本部長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第11条 運営審議会は、会長が招集する。

2 会長は、法務大臣の請求又は委員5人以上の請求があったときは、運営審議会を招集しなければならない。

3 運営審議会は、第8条第2号及び第3号に掲げる委員のそれぞれ2人以上で、かつ、委員の5人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

4 運営審議会の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第12条 運営審議会に幹事及び書記若干人を置き、組合の事務に従事する職員のう

ちから法務大臣が任命する。

- 2 幹事は、会長の指揮を受けて庶務を行う。
- 3 書記は、幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第3章 組合員

(組合員の範囲)

第13条 組合は、次の各号に掲げる者をもって組合員とする。

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する職員で法務省に属する者（法第3条第2項第1号に掲げる職員を除く。）
- (2) 前号に掲げる者であったもののうち、法第124条の2第1項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者
- (3) 法第125条に規定する組合職員
- (4) 第1号又は前号に掲げる者であったもののうち、法第126条の5第1項後段の規定により組合員であるものとみなされた者

(組合員の種別)

第14条 組合員は、次のように区分する。

- (1) 長期組合員 次号から第4号までに規定する組合員以外の組合員
 - (2) 短期組合員 法第72条第2項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員
 - (3) 継続長期組合員 法第124条の2第1項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員
 - (4) 任意継続組合員 法第126条の5第1項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員
- 2 長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第4条の3第1項の規定による被保険者であつて、組合員であるものをいう。）に区分する。

第15条 削除

第4章 給付

(短期給付)

第16条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第27条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第1項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第8号から第10号の5までに掲げる給付は、行わない。

(附加給付)

第17条 組合は、組合員又はその遺族に対し、法第51条の規定に基づき、次の各号に掲げる附加給付を行う。

- (1) 家族療養費附加金
- (2) 家族訪問看護療養費附加金
- (3) 出産費附加金
- (4) 家族出産費附加金
- (5) 埋葬料附加金
- (6) 家族埋葬料附加金

(7) 傷病手当金附加金

2 附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。

(家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金)

第18条 法第57条若しくは第57条の2又は第57条の3の規定により家族療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。以下この条において同じ。）又は家族訪問看護療養費を支給する場合においては、次の各号に定めるところにより、家族療養費附加金又は家族訪問看護療養費附加金を支給する。

- (1) 家族療養費の支給1件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、当該家族療養費の計算の基礎となる療養に要した費用の額から当該家族療養費の額（法第60条の2の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該高額療養費の額を加えた額）を控除して得た額（その額が現に組合員の負担した額を超えるときは、当該負担した額。次条において「組合員負担額」という。）が25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあつては、50,000円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。
- (2) 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第11条の3の3第1項から第5項までの規定により合算して高額療養費を支給する場合（組合員の療養に係る金額のみを合算して高額療養費を支給する場合を除く。）には、これらの合算した額からこれらの規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（次条において「合算組合員負担額」という。）が50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあつては、100,000円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。
- (3) 第1号の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。この場合において、同号中「家族療養費」とあるのは「家族訪問看護療養費」と、「組合員負担額」とあるのは「家族訪問看護組合員負担額」と読み替えるものとする。
- (4) 前3号の規定により算定して得た金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額を支給するものとし、当該金額が1,000円に満たないときは、支給しないものとする。

第19条 療養を受けた者が、前条の規定の適用がないとしたならばその療養に要した費用につき他の法令（条例を含む。）の規定の適用を受けることとなる者であり、かつ、その適用を受けることとなる医療機関等から療養を受けた場合には、その者に係る組合員負担額、合算組合員負担額又は家族訪問看護組合員負担額は、同条の規定にかかわらず、当該他の法令の規定により国又は地方公共団体が負担すべきこととされている額を控除して得た額とする。

(出産費附加金)

第20条 法第61条第1項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。

(家族出産費附加金)

第21条 法第61条第3項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。

(埋葬料附加金)

第22条 法第63条第1項の規定により埋葬料を支給する場合は、50,000円を埋葬料附加金として支給する。

(家族埋葬料附加金)

第23条 法第63条第3項の規定により家族埋葬料を支給する場合は、50,000円を家族埋葬料附加金として支給する。

(傷病手当金附加金)

第24条 組合員(任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。)が法第66条の傷病手当金の支給期間が経過してなお引き続いて専ら療養のため勤務に服することができないときは、1日につき同条(第4項及び第5項を除く。)及び法第69条第1項の規定の例により計算した額を傷病手当金附加金として支給する。ただし、当該組合員が組合員の資格を喪失したとき又は傷病手当金附加金支給開始後6月を経過したときのいずれかに該当することになったとき以後は、この限りでない。

(長期給付)

第25条 組合は、短期組合員又は任意継続組合員以外の組合員若しくは組合員であった者又はその遺族に対し、法第72条第1項に規定する長期給付を行う。

(長期給付の裁定及び決定並びに支払)

第26条 組合の長期給付の裁定及び決定並びに支払は、国家公務員共済組合連合会が行う。

第5章 福祉事業

(福祉事業)

第27条 組合は、法第3条第3項及び第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる福祉事業を行う。

(1) 組合員及びその被扶養者(以下この号において「組合員等」という。)の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業(次号に掲げるものを除く。)

(1の2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導

(2) 組合員の保養又は教養のための施設の経営

(3) 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

(4) 組合員の貯金の受入れ又はその運用

(5) 組合員の臨時の支出に対する貸付け

(6) 組合員の需要する生活必需物資の供給

(7) その他組合員の福祉の増進に資するための事業

第6章 掛金及び負担金

(掛金及び負担金の額)

第28条 法第99条第2項第1号、第2号及び第4号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員(任意継続組合員を除く。)の種別に応じてそれぞれ

れ当該組合員の法第40条第1項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第1項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護保険第2号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の5第2項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の2の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第2号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛 金 率			負 担 金 率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長 期 組 合 員	$\frac{41.55}{1,000}$	$\frac{1.02}{1,000}$	$\frac{9.09}{1,000}$	$\frac{41.55}{1,000}$	$\frac{1.02}{1,000}$	$\frac{9.09}{1,000}$
短 期 組 合 員	$\frac{41.55}{1,000}$	$\frac{1.02}{1,000}$	$\frac{9.09}{1,000}$	$\frac{41.55}{1,000}$	$\frac{1.02}{1,000}$	$\frac{9.09}{1,000}$
任意継続組合員	$\frac{83.10}{1,000}$	$\frac{2.04}{1,000}$	$\frac{18.18}{1,000}$			

- 2 法第99条第6項又は法第125条の規定による専従職員である組合員に係る職員団体又は組合職員である組合員に係る組合が負担すべき負担金（長期給付に係るものを除く。）の額は、これらの組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる負担金率（介護保険第2号被保険者の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る負担金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	職員団体又は組合員の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長 期 組 合 員	$\frac{41.55}{1,000}$	$\frac{1.02}{1,000}$	$\frac{9.09}{1,000}$

- 3 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中

「 $\frac{41.55}{1,000}$ 」とあるのは、「 $\frac{1.58}{1,000}$ 」とする。

- 4 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第14

項に規定する特定保険料率に相当する掛金率及び負担金率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた掛金率及び負担金率について、本部長が定める方法により組合員に周知するものとする。

- 5 法第99条第2項第3号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

第7章 審査請求

(審査請求)

- 第29条 法第103条第1項の審査請求は、国家公務員共済組合審査会に対して行うものとする。

第8章 財務

(会計単位)

- 第30条 組合の会計単位は、本部会計及び支部会計とする。

(経理単位)

- 第31条 組合が設ける経理単位は、短期経理、業務経理、保健経理、医療経理、貯金経理、貸付経理及び物資経理とする。

第9章 監査

(監査員)

- 第32条 本部及び支部に、それぞれ監査員若干人を置く。

- 2 監査員は、本部長又は支部長がそれぞれ命ずるものとする。

(監査事項)

- 第33条 監査員は、組合の給付の決定及び支払、福祉施設の運営、現金及び物品の出納保管、財産の管理その他業務全般について監査するものとする。

附 則 (平成13年6月29日法共第236号)

(施行期日)

- 第1条 この変更は、平成13年4月1日から施行する。

(従前の給付等)

- 第2条 変更前の法務省共済組合定款(昭和33年6月30日制定)の規定に基づいてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、変更後の定款中の相当する規定によってした行為又は手続とみなす。

(家族療養費附加金等に関する経過措置)

- 第3条 変更後の第18条及び第26条並びに附則第6条の規定は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(入院附加金に関する経過措置)

- 第4条 変更後の第27条の規定は、療養のため入院した日から5日を超えた日が施行日以後である当該入院に係る入院附加金について適用し、当該入院した日から5日を超えた日が施行日前である当該入院に係る入院附加金については、なお従前の例による。

(掛金及び負担金並びに任意継続掛金に関する経過措置)

- 第5条 変更後の第31条の規定は、平成13年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

(一部負担金払戻金)

第6条 組合は、法附則第8条の規定に基づき、組合員が支払った一部負担金の額等（施行令第11条の3の3第1項第1号イからニまでの規定に掲げる金額をいう。以下同じ。）の払戻しについて、次の各号に掲げる金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を一部負担金払戻金として支給する。ただし、当該金額が1,000円に満たないときは、この限りでない。

- (1) 療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給1件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の2の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）を超える場合にその超える金額
- (2) 一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算した一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）を超える場合にその超える金額

- 2 第17条第2項及び第19条の規定は、一部負担金の額等の払戻しについて準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「附則第6条第1項」と、「組合員負担額、合算組合員負担額又は家族訪問看護組合員負担額」とあるのは「同項第1号に規定する一部負担金の額等又は同項第2号の規定により合算した一部負担金の額等から高額療養費に相当する額を控除して得た額」と、「同条」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(財形持家融資事業)

第7条 組合は、法に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、法附則第14条の4及び国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和52年政令第199号）第2条の規定に基づき、組合員の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業その他これに附帯する事業を行う。

- 2 組合が前項の規定による事業を行う間、第31条中「及び物資経理」とあるのは、「、物資経理及び財形経理」とする。

(災害見舞金附加金)

第8条 組合は、法第51条及び施行令第11条の3第1項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員

が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。

- (1) 標準報酬の月額の3月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 2月
- (2) 標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 1.5月
- (3) 標準報酬の月額の2月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 1.2月
- (4) 標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 0.9月
- (5) 標準報酬の月額の1月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 0.6月
- (6) 標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 0.3月

附 則（平成13年6月29日法共第236号）

この変更は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成13年12月7日法共第484号）

この変更は、平成13年11月17日から施行する。

附 則（平成13年12月7日法共第484号）

この変更は、平成13年11月24日から施行する。

附 則（平成14年4月1日法共第138号）

- 1 この変更は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第31条の規定は、平成14年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年8月7日法共第363号）

- 1 この変更は、平成14年8月7日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第18条及び附則第6条の規定は、平成14年4月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月11日法共第505号）

- 1 この変更は、平成14年12月5日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 平成14年10月1日（以下「適用日」という。）前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは変更前の附則第6条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第21条の規定は、出産の日が適用日以後である組合員について適用し、出産の日が適用日前である組合員の変更前の配偶者出産費附加金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月10日法共第33号）

この変更は、平成15年2月10日から施行する。

附 則（平成15年4月25日法共第197号）

- 1 この変更は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第31条の規定は、平成15年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金、特別掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日法共第143号）

- 1 この変更は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第18条及び附則第6条の規定は、平成16年4月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第31条の規定は、平成16年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 4 最高検察庁支部及び東京地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁東京支部において行うものとし、大阪地方検察庁支部の廃止に伴う同支部の残余事務の処理は検察庁大阪支部において行うものとし、名古屋地方検察庁支部の廃止に伴う同支部の残余事務の処理は検察庁名古屋支部において行うものとし、広島地方検察庁支部の廃止に伴う同支部の残余事務の処理は検察庁広島支部において行うものとし、福岡地方検察庁支部の廃止に伴う同支部の残余事務の処理は検察庁福岡支部において行うものとし、仙台地方検察庁支部の廃止に伴う同支部の残余事務の処理は検察庁仙台支部において行うものとし、札幌地方検察庁支部の廃止に伴う同支部の残余事務の処理は検察庁札幌支部において行うものとし、高松地方検察庁支部の廃止に伴う同支部の残余事務の処理は検察庁高松支部において行うものとする。

附 則（平成17年3月31日法共第157号）

- 1 この変更は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第31条の規定は、平成17年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月6日法共第165号）

- 1 この変更は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第31条の規定は、平成18年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日法共第406号）

- 1 この変更は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 出産の日がこの変更の施行の日前である組合員及び組合員であった者に支給する出産費附加金又は家族出産費附加金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日法共第166号）

- 1 この変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第16条ただし書の規定は、平成19年3月31日において傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（任意継続組合員に限る。）に係るこれらの支給については、適用しない。
- 3 平成19年3月31日において傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者を除く。）に係る同日までの傷病手当金附加金の額については、第24条の規定にかかわらず、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第56条の規定による

改正前の国家公務員共済組合法第66条（第2項及び第3項を除く。）及び第69条の規定の例により算定した額とする。

- 4 平成19年3月31日において傷病手当金若しくは傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者（傷病手当金の支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る傷病手当金附加金の支給については、変更後の第24条の規定にかかわらず、これらの者を同条に規定する組合員とみなして、同条の規定を適用する。
- 5 平成19年3月31日において傷病手当金若しくは傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者（傷病手当金の支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）に係る傷病手当金附加金の支給については、第24条の規定にかかわらず、これらの者を同条に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。この場合における傷病手当金附加金の額については、同条の規定にかかわらず、健康保険法等の一部を改正する法律附則第56条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第66条（第2項及び第3項を除く。）及び第69条の規定の例により算定した額とする。

附 則（平成19年9月28日法共第336号）

- 1 この変更は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第22条及び第23条の規定は、平成19年10月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日法共第179号）

- 1 この変更は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第31条の規定は、平成20年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月30日法共第286号）

この変更は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日法共第487号）

この変更は、平成21年1月5日から施行する。

附 則（平成20年12月26日法共第487号）

- 1 この変更は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 変更後の第18条の規定は、平成21年1月1日以降に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月2日法共第214号）

- 1 この変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第31条第1項及び第2項の規定は、平成21年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 この変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第31条第1項から第3項までの規定は、平成22年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担

金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年11月1日）

この変更は、平成22年11月22日から施行する。

附 則（平成23年1月25日）

この変更は、平成23年2月14日から施行する。

附 則（平成23年3月31日）

- 1 この変更は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第27条の規定は、平成23年4月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第31条第1項から第3項までの規定は、平成23年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月30日）

この変更は、平成23年7月1日から施行し、同年3月11日から適用する。

附 則（平成24年3月30日）

- 1 この変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第31条第1項から第3項までの規定は、平成24年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日）

- 1 この変更は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第6条の規定による一部負担金返戻金の支給については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第18条第1号及び附則第6条第1項第1号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年9月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。
- 4 変更後の第18条第2号及び附則第6条第1項第2号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年9月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」及び「50,000円（当該高額

療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等の行われた日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。

- 5 変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年4月1日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。
- 6 変更後の第24条の規定は施行日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日（以下「休業開始日」という。）がある場合について適用し、施行日前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。ただし、休業開始日が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にある場合における変更後の第24条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条中「6月」とあるのは、「12月」とする。
- 7 施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。
- 8 施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。
- 9 施行日から平成26年3月31日までの間に婚姻をした場合については、4万円を結婚手当金として支給するものとする。
- 10 組合員又はその被扶養者が施行日前に入院し、かつ、施行日以後も引き続き入院した場合における入院附加金の支給については、なお従前の例による。
- 11 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、平成25年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 12 山口地方法務局支部、岡山地方法務局支部、鳥取地方法務局支部及び松江地方法務局支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は法務局広島支部において行うものとする。

附 則（平成26年3月31日）

- 1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、平成26年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年8月1日）

この変更は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日）

- 1 この変更は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、平成27年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

- 3 山口地方検察庁支部、岡山地方検察庁支部、鳥取地方検察庁支部及び松江地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は、検察庁広島支部において行うものとする。

附 則（平成27年9月30日）

この変更は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

- 1 この変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、平成28年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 京都地方検察庁支部、神戸地方検察庁支部、奈良地方検察庁支部、大津地方検察庁支部及び和歌山地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は、検察庁大阪支部において行うものとする。

附 則（平成28年11月18日）

この変更は、平成28年12月19日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、平成29年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 津地方検察庁支部、岐阜地方検察庁支部、福井地方検察庁支部、金沢地方検察庁支部及び富山地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁名古屋支部において、徳島地方検察庁支部、高知地方検察庁支部及び松山地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁高松支部において、佐賀地方法務局支部、長崎地方法務局支部、大分地方法務局支部、熊本地方法務局支部、鹿児島地方法務局支部、宮崎地方法務局支部及び那覇地方法務局支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は法務局福岡支部において、函館地方法務局支部、旭川地方法務局支部及び釧路地方法務局支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は法務局札幌支部において、それぞれ行うものとする。

附 則（平成29年9月7日）

- 1 この変更は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 変更後の第16条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日）

- 1 この変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、平成30年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 水戸地方検察庁支部、宇都宮地方検察庁支部及び前橋地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁東京支部において、福島地方検察庁支部、山形地方検察庁支部、盛岡地方検察庁支部、秋田地方検察庁支部及び青森地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁仙台支部において、函館地方検察庁支部、旭川地方検察庁支部及び釧路地方検察庁支部の廃止に伴

うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁札幌支部において、津地方法務局支部、岐阜地方法務局支部、福井地方法務局支部、金沢地方法務局支部及び富山地方法務局支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は法務局名古屋支部において、それぞれ行うものとする。

附 則（平成31年3月29日）

- 1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、平成31年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 静岡地方検察庁支部、甲府地方検察庁支部、長野地方検察庁支部及び新潟地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁東京支部において、行うものとする。

附 則（令和2年3月31日）

- 1 この変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、令和2年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日）

- 1 この変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、令和3年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 佐賀地方検察庁支部、長崎地方検察庁支部、大分地方検察庁支部、熊本地方検察庁支部、鹿児島地方検察庁支部、宮崎地方検察庁支部及び那覇地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁福岡支部において、行うものとする。

附 則（令和5年3月31日）

- 1 この変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、令和5年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日）

- 1 この変更は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、令和6年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日）

- 1 この変更は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第28条第1項から第3項までの規定は、令和7年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

別 表 （第3条関係）

法務省共済組合支部の名称及び所在地

支 部 の 名 称	支 部 の 所 在 地
法 務 本 省 支 部	東京都千代田区
検 察 庁 東 京 支 部	東京都千代田区
横 浜 地 方 検 察 庁 支 部	横浜市中区
さいたま地方検察庁支部	さいたま市浦和区
千 葉 地 方 検 察 庁 支 部	千葉市中央区
検 察 庁 大 阪 支 部	大阪市福島区
検 察 庁 名 古 屋 支 部	名古屋市中区
検 察 庁 広 島 支 部	広島市中区
検 察 庁 福 岡 支 部	福岡市中央区
検 察 庁 仙 台 支 部	仙台市青葉区
検 察 庁 札 幌 支 部	札幌市中央区
検 察 庁 高 松 支 部	高松市
東 京 法 務 局 支 部	東京都千代田区
横 浜 地 方 法 務 局 支 部	横浜市中区
さいたま地方法務局支部	さいたま市中央区
千 葉 地 方 法 務 局 支 部	千葉市中央区
水 戸 地 方 法 務 局 支 部	水戸市
宇 都 宮 地 方 法 務 局 支 部	宇都宮市
前 橋 地 方 法 務 局 支 部	前橋市
静 岡 地 方 法 務 局 支 部	静岡市葵区
甲 府 地 方 法 務 局 支 部	甲府市
長 野 地 方 法 務 局 支 部	長野市
新 潟 地 方 法 務 局 支 部	新潟市中央区
大 阪 法 務 局 支 部	大阪市中央区
京 都 地 方 法 務 局 支 部	京都市上京区
神 戸 地 方 法 務 局 支 部	神戸市中央区
奈 良 地 方 法 務 局 支 部	奈良市
大 津 地 方 法 務 局 支 部	大津市
和 歌 山 地 方 法 務 局 支 部	和歌山市
法 務 局 名 古 屋 支 部	名古屋市中区
法 務 局 広 島 支 部	広島市中区
法 務 局 福 岡 支 部	福岡市中央区
仙 台 法 務 局 支 部	仙台市青葉区
福 島 地 方 法 務 局 支 部	福島市
山 形 地 方 法 務 局 支 部	山形市
盛 岡 地 方 法 務 局 支 部	盛岡市
秋 田 地 方 法 務 局 支 部	秋田市
青 森 地 方 法 務 局 支 部	青森市
法 務 局 札 幌 支 部	札幌市北区

高 松 法 務 局 支 部	高松市
徳 島 地 方 法 務 局 支 部	徳島市
高 知 地 方 法 務 局 支 部	高知市
松 山 地 方 法 務 局 支 部	松山市
関東地方更生保護委員会支部	さいたま市中央区
近畿地方更生保護委員会支部	大阪市中央区
中部地方更生保護委員会支部	名古屋市中区
中国地方更生保護委員会支部	広島市中区
九州地方更生保護委員会支部	福岡市中央区
東北地方更生保護委員会支部	仙台市青葉区
北海道地方更生保護委員会支部	札幌市中央区
四国地方更生保護委員会支部	高松市
東京出入国在留管理局支部	東京都港区
大阪出入国在留管理局支部	大阪市住之江区
福岡出入国在留管理局支部	福岡市中央区
東 京 中 央 支 部	東京都千代田区